

会費納入について

全国理事は、下記のことに留意して会費を納入してください。

- ① 会費はすべて各全国理事が徴収し、一括して納入してください。
- ② 会費の送金は本会指定の払込取扱票をご利用ください。(送金手数料無料)
振替番号 00170-0-49756
※払込取扱票を紛失した際は郵便局に備え付けの払込用紙から送金してください。
その場合の送金手数料は負担いたしかねます。
- ③ 領収書は発行いたしません。「払込金受領証」を領収書として扱ってください。
- ④ 多く納入されたお金は原則として返金できません。

・個人会費

◇ 徴収した個人会費の中から支部補助金 170 円、都道府県補助金 170 円を差し引いた残り金額を本部へ送金してください。

・休職者の会費の取り扱いについて

5 月 1 日時点、休職（給料の支給がない方）がわかっている会員については、原則的に会費の徴収は免除し、名簿登載を行う。

産休（給料あり）の会費は 3,000 円、個人扱いとする。育休・病休（給料なし）は原則会費徴収無し。

休職者（産休・育休・病休）の職名はすべて個人扱いといたします。

徴収にあたり不明の点は各都道府県で統一した処理をしてください。それでもなお不明の場合は、本部に問い合わせてください。

尚、再任用教職員等につきましても引き続き会員継続をお願いできれば幸いです。

以 上